

社員就業規則

第1章 総則

第1条 (目的)

この就業規則（以下「規則」という）は、株式会社トラストバンク（以下「会社」という）の社員の服務規律、労働条件その他の就業に関する事項を定めたものである。

2 この規則およびこれに付属する諸規程等に定めのない事項については、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

第2条 (適用範囲)

この規則は会社が採用時に正社員、または契約社員と提示して入社した社員（以下、「社員」という）に適用する。なお、アルバイトにはこの規則を適用しない。

第3条 (規則遵守の義務)

会社および社員は、この規則およびこの規則の付属規程を遵守し、相互に協力して円滑な事業の運営に努めなければならない。

以下 非公開